原子力事業者防災業務計画修正の要旨(大洗研究開発センター)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、大洗研究開発センターの原子力 事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性化を図る。

日本原子力研究開発機構の法人名称の改正、自治体の組織改正、原子力防災組織(現地対策本部の体制)の変更、現場指揮所の変更に伴い、以下の改正を行った。

- 修正した日
 平成28年3月18日
- 3. 協議した自治体 茨城県、大洗町、鉾田市
- 4. 主な修正内容
 - (1) 法人名称、組織名称の変更その他「読み替え表」として提出した事項について 修正
 - ① 日本原子力研究開発機構の法人名称改正に伴う修正
 - ② 自治体の組織改正に伴う修正
 - (2) 大洗研究開発センター原子力防災組織(現地対策本部の体制)の修正 支援グループへの放管グループの追加に伴う、別図-1(1)「大洗研究開発セン ター原子力防災組織(現地対策本部の体制)」の修正
 - (3) 現地対策本部の修正 現場指揮所の機器モデル室から AtheNa への変更及びFセルボの追加に伴う、別 図-5「緊急時対策所(現地対策本部)及び現場指揮所」の修正
 - (4) その他の修正 上記に加え、所要の見直し

以上